

所管部課		子ども未来部 保育課	部長	志村 明子				
件 名		東大和市乳児等通園支援事業認可及び確認等事務取扱要綱の一部改正について		区分		1 審議事項	☐	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例						
	部課機関							
1. 要 旨 (目的) 国の通知「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の改正により、新たに「乳児等通園支援事業」の専門研修が位置付けられた。 このことから、本要綱における乳児等通園支援従事者の研修要件について所要の改正を行うものである。 (施行日) 決裁日から施行する。								
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) ・令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全市区町村での実施を開始した。 ・こども家庭庁において、令和8年度に向けて子育て支援員研修のうち、乳児等通園支援事業向けの新たなコースの設定を含めた研修の開発が予定されていたところ、今般、コースの設定と共に、研修動画・テキスト等の研修資材や、その活用方法を示したリーフレットを作成した旨の通知が発出された。								
3. 留意事項 (問題点等)								
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議における報告後、速やかに事務を進めたい。								
5. 審議結果 了承								